

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成20年
2月1日
(金曜日)

目次

告示

身体障害者福祉法に規定する医師の指定(障害者支援課)……………一

保安林の指定(萩市)(森林整備課)……………二

森林法の規定に基づく許可をすべき皆伐面積の限度(森林整備課)……………二

道路の区域の変更(道路整備課)……………二

道路の供用の開始(道路整備課)……………四



山口県告示第三十五号

次の者を身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に規定する医師として指定した。

平成二十年二月一日

医師氏名	診療科目	指定年月日
小笠 博義	整形外科	平成二〇、一、一
湧田真紀子	眼科	平成一九、一〇、一
金子 武生	内科	平成二〇、一、一

山口県知事 二井 関成

三好 正敬	医療法人協愛会阿知須共立病院	一〇	阿知須四一七	内科	平成一九、一〇、一
佐島 秀一	玉木病院	萩市大字瓦町一〇の一	萩市大字瓦町一〇の一	外科	平成二〇、一、一
村田麻里子	医療法人社団康香会しげおか病院	〇の一	大字今古萩町三〇の一	内科、循環器科	平成二〇、一、一
中嶋 裕	山口県立総合医療センター	防府市大字大崎七七	防府市大字大崎七七	内科	平成一九、一〇、一
福田裕次郎	〃	〃	〃	耳鼻咽喉科	平成二〇、一、一
吉本 祐介	独立行政法人国立病院機構岩国医療センター	岩国市黒磯町二丁目五番一号	岩国市黒磯町二丁目五番一号	脳神経外科	〃
大島 眞理	医療法人岩見内科医院	〃 元町二丁目一番一号	〃 元町二丁目一番一号	内科	〃
山本健一郎	岩国市立美和病院	〃 美和町沢前一七七六	〃 美和町沢前一七七六	内科	〃
田村 健司	田村医院	光市室積大町二番二〇号	光市室積大町二番二〇号	内科、循環器科、小児科	平成一九、一〇、一
松本 洋明	山口県厚生農業協同組合連合会周東総合病院	〇の一	柳井市古開作一〇〇の一	泌尿器科	平成二〇、一、一
林 雅規	〃	〃	〃	外科	〃
阪田研一郎	独立行政法人国立病院機構柳井病院	〃	伊保庄九五	内科、神経内科	〃
末永 尚子	鼓ヶ浦こども医療福祉センター	周南市大字久米七五二の四	周南市大字久米七五二の四	小児科	〃

山口県告示第三十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成二十年二月一日

- 山口県知事 二井 関成
- 保安林の所在場所
 - 萩市相島字カフク二三四の四、字網代作り三〇の三、字井ノ上一二五
 - 指定の目的

- 三 風害の防備
指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林部林政課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三十七号

平成二十年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

平成二十年二月一日

一 水源かん養保安林及び土砂流出防備保安林

山口県知事 二井 関成

同一の単位とされる集団の区域	行政単位区域	許可をすべき皆伐面積の限度	
		水源かん養保安林（ヘクタール）	土砂流出防備保安林（ヘクタール）
萩市（平成十七年三月五日における阿武郡田万川町、須佐町及び福茶村の区域に限る。） 阿武郡阿武町	萩市	三四・〇六	一七三・一一
萩市（平成十七年三月五日における萩市並域に限る。） 阿武郡阿武町	萩市	八八五・九一	二〇五・七七
長門市	長門市	三三九・六〇	一四二・一七
豊浦地区	下関市	三三二・六九	一六五・〇九
厚東川、厚狭川	宇部市、美祿市、山陽小野田市、美祿郡美東町及び秋芳町	六四七・八二	二〇七・五四

二 魚つき保安林

同一の単位とされる集団の区域	同一の単位とされる集団の区域	同一の単位とされる集団の区域	同一の単位とされる集団の区域	同一の単位とされる集団の区域	同一の単位とされる集団の区域
山口市（平成十七年九月三十日における山口市並域に限る。） 小郡町及び阿知須町の区域に限る。）	山口市（平成十七年九月三十日における山口市並域に限る。） 小郡町及び阿知須町の区域に限る。）	山口市（平成十七年九月三十日における山口市並域に限る。） 小郡町及び阿知須町の区域に限る。）	山口市（平成十七年九月三十日における山口市並域に限る。） 小郡町及び阿知須町の区域に限る。）	山口市（平成十七年九月三十日における山口市並域に限る。） 小郡町及び阿知須町の区域に限る。）	山口市（平成十七年九月三十日における山口市並域に限る。） 小郡町及び阿知須町の区域に限る。）
波都徳地町の区域に限る。） 佐波川	波都徳地町の区域に限る。） 佐波川	波都徳地町の区域に限る。） 佐波川	波都徳地町の区域に限る。） 佐波川	波都徳地町の区域に限る。） 佐波川	波都徳地町の区域に限る。） 佐波川
下松市（平成十五年四月二十日における徳山市、新南陽市及び都濃郡鹿野町の区域に限る。） 徳山地区	下松市（平成十五年四月二十日における徳山市、新南陽市及び都濃郡鹿野町の区域に限る。） 徳山地区	下松市（平成十五年四月二十日における徳山市、新南陽市及び都濃郡鹿野町の区域に限る。） 徳山地区	下松市（平成十五年四月二十日における徳山市、新南陽市及び都濃郡鹿野町の区域に限る。） 徳山地区	下松市（平成十五年四月二十日における徳山市、新南陽市及び都濃郡鹿野町の区域に限る。） 徳山地区	下松市（平成十五年四月二十日における徳山市、新南陽市及び都濃郡鹿野町の区域に限る。） 徳山地区
光市（平成十五年四月二十日における熊毛郡熊毛町の区域に限る。） 田布施川、島田川	光市（平成十五年四月二十日における熊毛郡熊毛町の区域に限る。） 田布施川、島田川	光市（平成十五年四月二十日における熊毛郡熊毛町の区域に限る。） 田布施川、島田川	光市（平成十五年四月二十日における熊毛郡熊毛町の区域に限る。） 田布施川、島田川	光市（平成十五年四月二十日における熊毛郡熊毛町の区域に限る。） 田布施川、島田川	光市（平成十五年四月二十日における熊毛郡熊毛町の区域に限る。） 田布施川、島田川
岩国市（平成十八年三月十九日における玖珂市、玖珂町及び周東町の区域に限る。） 柳井市	岩国市（平成十八年三月十九日における玖珂市、玖珂町及び周東町の区域に限る。） 柳井市	岩国市（平成十八年三月十九日における玖珂市、玖珂町及び周東町の区域に限る。） 柳井市	岩国市（平成十八年三月十九日における玖珂市、玖珂町及び周東町の区域に限る。） 柳井市	岩国市（平成十八年三月十九日における玖珂市、玖珂町及び周東町の区域に限る。） 柳井市	岩国市（平成十八年三月十九日における玖珂市、玖珂町及び周東町の区域に限る。） 柳井市
大島地区	大島地区	大島地区	大島地区	大島地区	大島地区

三 保健保安林

同一の単位とされる集団の区域	同一の単位とされる集団の区域	同一の単位とされる集団の区域	同一の単位とされる集団の区域	同一の単位とされる集団の区域	同一の単位とされる集団の区域
阿武町	阿武町	阿武町	阿武町	阿武町	阿武町
萩市	萩市	萩市	萩市	萩市	萩市
長門市	長門市	長門市	長門市	長門市	長門市
下関市	下関市	下関市	下関市	下関市	下関市
周南市	周南市	周南市	周南市	周南市	周南市
岩国市	岩国市	岩国市	岩国市	岩国市	岩国市
柳井市	柳井市	柳井市	柳井市	柳井市	柳井市
平生町	平生町	平生町	平生町	平生町	平生町
上関町	上関町	上関町	上関町	上関町	上関町
周防大島町	周防大島町	周防大島町	周防大島町	周防大島町	周防大島町

山口県告示第三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十年二月一日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十年二月一日

山口県知事 二井 関 成

道路の種類 一般国道
路 線 名 三二五号
道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	最狭 一・二六三・〇 最広 七〇・三七	一、二六三・〇 一、二六一・二	道路改良工 完了による。

道路の種類 一般国道
路 線 名 四九〇号
道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	最狭 一・二七九・〇 最広 五五・八八	一八二・〇 一七九・五	道路改良工 完了による。

道路の種類 県道
路 線 名 新南陽津和野線
道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	最狭 一・二六三・〇 最広 三三・八	一、二六三・〇	一般国道三二五 号の道路の区域 (重用)

同市大字大向字黒瀬一四八三の二七
地先まで

新	最狭 一・二七 最広 七〇・三七	一、二六一・二	一般国道三二五 号の道路の区域 (重用)
---	---------------------------	---------	----------------------------

道路の種類 県道
路 線 名 萩篠生線
道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	最狭 一・三七二 最広 三九・六〇	三二一・〇 二六七・八	道路改良工 完了による。

道路の種類 県道
路 線 名 岩国玖珂線
道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	最狭 一・四一〇 最広 六二・五〇	五六四・〇 一五七・二	ダブルウェイ

道路の種類 県道
路 線 名 萩三隅線
道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	最狭 一・四一〇 最広 六二・五〇	四七九・〇 一五七・二	ダブルウェイ

区間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備考
長門市三隅中字久保田三〇八二の一 地先から 同市三隅中字原一五二五の一 地先ま で	新	最狭 六六・八	八七六・〇	道路改良工 事の完了による。
	旧	最狭 二〇五・六	八七六・〇	

山口県告示第三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十年二月一日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十年二月一日

山口県知事 二井 関成

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一三一般国道 一五号	周南市大字大道理字横瀬一八七三の二地先から 同市大字大向字黒瀬一四八三の二七地先まで	平成二十年二月一日

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
四一九一般国道 〇号	宇部市大字荒瀬字川山田一〇四四の七地先から 同市大字字薄畑一〇五三の地先まで	平成二十年二月一日

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
萩篠生線道	萩市大字福井上字土井二四〇四の二地先から 同市同大字字合ノ坪二四七〇の三の地先まで	平成二十年二月一日

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
岩国玖珂線道	岩国市牛野谷町一丁目一八の二地先から 同市同町一四の一の地先まで	平成二十年二月一日
萩三隅線道	長門市三隅中字久保田三〇八二の一 地先から 同市三隅中字原一五二五の一 地先まで	平成二十年二月一日

平成二十年二月一日印刷
平成二十年二月一日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）